



須賀の浜降り

条例改正など11議案を可決 うち1議案は議会が修正

6月定例会

平成十六年市議会六月定例会は、六月四日から六月二十八日まで、会期二十五日間で開催しました。

今定例会では、平塚市民センターにおける事務室の使用許可面積が縮小することに伴う「平塚市民センター条例の一部を改正する条例」など条例の一部改正の議案が三件、真田・北金目地区や真田地区の公共下水道施設の設置に伴う委託契約の締結の議案が二件、人権擁護委員推薦同意を求める人事案件の議案が一件、以上六議案が市長から提案され、

五議案を原案どおり可決、「平塚市都市計画審議会条例の一部を改正する条例」は、修正可決しました。

議員提出の会議案では、「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書」を含む五会議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。
また、平塚市が出資している財団法人平塚市開発公社など五団体の十五年度事業報告および収支決算と十六年度事業計画および予算など八件の報告もありました。

都計審条例の一部改正

原案の定数増部分は認めず

平塚市都市計画審議会
は、本市が定める都市計画に関する事項、意見等およびその他市長が必要と認める事項を諮問に応じて調査、審議するために設置されています。

平塚市都市計画審議会
条例は、都市計画審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めることを目的に、昭和四十四年十二月に制定され、その

後、都市計画法の改正による市町村都市計画審議会の法定化により、平成十二年三月に改正され現在に至っています。
今回、都市計画に関し必要な事項を調査審議するに当たり、市民の意見を本市の都市計画に反映させ、市民との協働のまちづくりを進めるため、都市計画審議会委員として、公募による市民委員

を
を選任し、委員の定数を
一五人以内から一五人以
内とすること、また、都
市計画法で都市計画審議
会の所掌事務について
は、都市計画法等の法定
事務を所掌すると規定さ
れていることから、条例
で再規定する必要がない
ため所掌事務を削除する
という「平塚市都市計画
審議会条例」の一部改正
が市長から提案されまし

委託契約締結を承認

真田地区などの公共下水道事業

当初予算で措置されて
いる二件の委託契約を締
結するに当たり、いずれ
も予定価格が一億七〇〇
〇万円以上となることか
ら、議会の議決が求めら
れました。

それぞれの事業、委託
金額、契約の相手方は、
①真田・北金目地区にお
ける公共下水道施設の設
置事業委託契約、二億六
三〇〇万円、都市基盤整
備公団神奈川地域支社、

②真田地区における公共
下水道施設の設置事業委
託契約、三億四七九万円、
平塚市真田特定土地地区画
整理組合、となっていま
す。
議会では、本議案を全
員異議なく可決し、これ
らの契約の締結を承認し
ました。

紙面の構成のご案内

6月定例会 議案の審議結果	1面
行財政全般	2面
福祉	3面
まちづくり	4面
まちづくり	5面
行政一般	6面
教育	7面
常任委員会等の構成	8面

議会では、都市建設常
任委員会に付託し、審査
を行いました。同委員会
では、「公募による市民委
員の選任」は行いが、委
員の定数は現行の一五人
以内とする修正案が提出
され、この修正案を賛成
多数で可決しました。ま
た、「所掌事務の削除」は
全員異議なく可決しまし
た。
この結果に基づき本会
議最終日に委員会審査報
告が行われ、採決の結果、

永年勤続議員に
表彰状を伝達
市議会議員在職二五年
の後藤輝彦副議長（無所
属）は、永年にわたって
地方自治の発展に貢献し
た功績により、全国およ
び関東市議会議長会から
表彰されました。
そこで、市議会では六
月定例会の初日に、陶山
議長から表彰状の伝達披
露が行われました。

人権擁護委員
推薦に同意
本市の人権擁護委員一
〇氏の内、任期満了を迎
える四氏の後任の推薦に
当たり、議会の同意を求
められました。
今回推薦された方々は、
山田源藏氏（市内立野町）、
松井洋子氏（市内黒部丘）、
鈴木幸弘氏（市内明石町）、
齋藤美代子氏（市内西真
土）です。
議会では、各氏とも適
任者として、市長の推薦
に同意しました。

報告のとおり賛成多数で
可決しました。